平成２３年（フ）第３２０号
静岡県浜松市北区三方原町2712番地の１、前住所静岡県浜松市西区湖東町2903番地の１
債務者　坪井さと子
１　決定年月日時　平成23年８月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月７日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第２２０号
愛知県豊川市美幸町２丁目30番地
債務者　スター企画こと　小柳　信義
１　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月３日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第４８号
熊本県球磨郡錦町大字一武2659番地　栄コーポ23号
債務者　山本　香織
１　決定年月日時　平成23年８月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月７日午後４時30分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２３年（フ）第１１５０９号
東京都足立区江北３丁目41－６
債務者　青木　宏泰
１　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１５１９号
東京都杉並区西荻北１丁目４－14　ベルシェモワ32－203
債務者　星　　博康
１　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１５２６号
東京都練馬区関町北４丁目１－８－404
債務者　横尾　朋子
１　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１５５２号
東京都江東区亀戸７丁目39－１－503
債務者　中島　友美（旧姓佐野）
１　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１５９６号
東京都板橋区中台１丁目15－14－105
債務者　伊藤　晴孝
１　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１５９７号
東京都港区芝浦２丁目13－６－406
債務者　大島　栄子
１　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１５９９号
東京都清瀬市中里６丁目528－42
債務者　永久保　敏（旧姓石山）
１　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１６０２号
東京都豊島区長崎２丁目20－５
債務者　新井　静隆
１　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１６０９号
東京都文京区千石４丁目14－８－201
債務者　戸村　節子
１　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１６１０号
東京都世田谷区上馬４丁目31－４－101
債務者　鈴木　由美
１　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１６１２号
東京都足立区東和４丁目12－５－102
債務者　内田　　隆
１　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１６１３号
東京都足立区東和４丁目12－５－102
債務者　内田惠美子
１　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１６１５号
千葉県市川市大和田２丁目13－16
債務者　嶋根　壽子
１　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部